

秋田県告示第 385 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年7月25日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 処分をした年月日
令和7年7月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
マルユ建起
大館市板沢字屋布21番地
越前屋 由 美
秋田県知事許可（般－6）第81284号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和7年7月7日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。